

広島県告示第二百五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
独立行政法人 国立病院機構 東広島医療センター	東広島市西条町寺家五 三番地	平成二八年三月一三日	更新
独立行政法人 国立病院機構 福山医療センター	福山市沖野上町四丁目一 四番一七号	平成二八年三月一三日	更新
市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛五 三一番地	平成二八年三月一三日	更新